

○総社市緊急通報装置事業実施要綱

平成17年3月22日

告示第27号

改正 平成18年3月28日告示第8号

平成23年3月30日告示第31号

平成28年3月25日告示第26号

平成30年7月13日告示第89号

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者及び重度身体障がい者等が緊急通報装置(以下「装置」という。)を設置することにより、急病又は災害などの緊急時の迅速かつ適切な対応を図るとともに、孤独感や不安感を解消し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 緊急通報装置事業(以下「事業」という。)の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 緊急通報サービス 急病又は災害などの緊急時に通報を受け、迅速かつ適切に対処することをいう。
- (2) 安否確認 少なくとも月に1回、電話により健康状態等を把握することをいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、総社市とする。ただし、この事業の一部を委託することができる。

(対象者等)

第4条 この事業を利用することができる者は、市内に居住する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 満65歳以上の身体に障がいのあるひとり暮らしの者
- (2) 満75歳以上のひとり暮らしの者
- (3) 複数の世帯員で構成された世帯のうち、いずれの世帯員も満85歳以上の世帯に属する者
- (4) ひとり暮らしの重度身体障がい者
- (5) その他市長が特に必要と認めたもの

2 設置する装置は、1世帯当たり1台限りとする。

(利用の申請及び決定等)

第5条 この事業の利用を希望する者は、緊急通報装置事業利用申請書(様式第1号。以下

「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請書を提出する場合、事前に民生委員の確認を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、利用の適否を決定し、緊急通報装置事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(譲渡等の禁止)

第6条 前条第3項の規定により利用の決定通知を受けた者(以下「利用者」という。)は、常に善良なる注意をもって装置を管理するものとし、当該装置を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(使用料及び経費)

第7条 装置の使用料及び装置に係る経費は無料とする。ただし、故意に装置をき損し、又は滅失したときは、利用者の責任において原状に復さなければならない。

(利用の変更及び辞退)

第8条 利用者は、申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに緊急通報装置事業変更届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 利用者は、第4条第1項各号に規定する要件に該当しなくなったとき、又は事業の利用を中止しようとするときは、速やかに緊急通報装置事業利用辞退届(様式第4号)を市長に提出するとともに装置を返却しなければならない。

(利用の停止)

第9条 市長は、事業の利用を停止する必要があると認めたとき、又は利用者が第4条第1項各号に規定する要件に該当しなくなったにもかかわらず、前条第2項の届出がなかったときは、緊急通報装置事業利用停止通知書(様式第5号)により利用者に通知するとともに、装置を撤去することができる。

(協力員の確保)

第10条 利用者は、緊急時に迅速に利用者宅へ出向き、状況等を確認し、必要な措置を採ることのできる協力員を3人以上確保するものとする。

(台帳の整備)

第11条 市長は、事業の利用状況を明らかにするため、緊急通報装置事業利用台帳を整備するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年3月22日から施行する。

附 則(平成18年3月28日告示第8号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日告示第31号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月25日告示第26号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月13日告示第89号)

この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。